

なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5・6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京事務所

〒102-0075 東京都千代田区三番町 5-40・6F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

June, 2012

なごみ便り

www.101dog.co.jp

平成 24 年度税制改正法案成立

平成 24 年度税制改正法案のうち租税特別措置法の一部改正する法律が、3月 30 日に成立しました。

給与所得控除の見直し

給与所得控除とは、給与所得者の収入から、その一部を必要経費として概算的に差し引くことができる制度であり、現在年収が増えるにつれ控除額が増える仕組みになっています。

しかし給与所得者の必要経費が収入に応じて必ずしも増加するとは考えられないこと、また、主要国においても定額または上限があること等から、給与収入 1,500 万円を超える場合に上限 245 万円が設定されます。(所得税は平成 25 年分から、住民税は平成 26 年度から適用)

改正後 年間増税額の目安

年収	年間増税額
1,500 万円	0 円
1,600 万円	22,000 円
1,800 万円	64,000 円
2,000 万円	108,000 円

住宅取得等資金贈与の非課税の拡充・延長

若年世代への資産の早期移転や省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅ストックを形成する観点から、マイホームの取得等については、政府の政策で優遇税制が設けられています。

直系尊属(父母、祖父母など)から、マイホームの取得資金等の贈与を受けた場合に、一定金額について贈与税が非課税となる制度について、限度額は次第に減っていくものの制度そのものは延長されました。

また、省エネ耐震性能の高い住宅は、非課税枠が 500 万円上乗せされます。

この贈与税非課税の適用を受けるためには、贈与税の申告期限内(贈与を受けた年の翌年 2 月 1 日から 3 月 15 日まで)に、贈与を受けた年の翌年 12 月 31 日までにその家屋を居住の用に供していることが必要です。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

贈与の年	一般住宅	省エネ住宅・耐震性住宅
平成 24 年	1,000 万円	1,500 万円
平成 25 年	700 万円	1,200 万円
平成 26 年	500 万円	1,000 万円

エコカー減税の延長・拡充

エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税の減税)について、燃費基準を切り替え、環境性能の極めて優れた自動車の負担軽減に重点化するとともに、ハイブリッド車の燃費性能に匹敵するガソリン自動車を新たに免税の対象追加するなどの見直しを行い、期限を3年間延長することになりました。(自動車重量税は平成 27 年 4 月 30 日まで、自動車取得税は平成 27 年 3 月 31 日まで)

これからの改正

平成 24 年度には改正されませんでした。これから注目すべき改正案は以下の通りです。

消費税法

- ・平成26年4月1日 消費税・地方消費税合計 **8%**へ引き上げ
- ・平成27年10月1日 消費税・地方消費税合計 **10%**へ引き上げ

所得税法

所得税最高税率の引き上げ

課税所得金額	現行	改正案
1,800 万円超 5,000 万円以下	40%	40%
5,000 万円超		45%

相続税法

税率構造の見直し

(最高税率を 50% 55%に引き上げ)

基礎控除の引き下げ

(現行) 5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数

(改正案) 3,000 万円 + 600 万円 × 法定相続人数

(文章：辻・小川)

～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、配信の翌週当社ホームページのブログに掲載致しますのでぜひ挑戦してみてください！

Q. トイレを済ませた後に死んでしまう職業はなんですか？